

平成18年9月12日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号
比較．ｃｏｍ株式会社
代表取締役社長 渡 邊 哲 男

第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成18年9月26日午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年9月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
目黒雅叙園 3階『シリウス』
（裏面記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項 第3期（平成17年7月1日から平成18年6月30日まで）事業報告の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 第3期計算書類承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役3名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 株主総会参考書類ならびに計算書類記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類ならびに計算書類等に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.hikaku.com/info/ir/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

〔平成17年7月1日から
平成18年6月30日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、景気の回復を示す指標が相次ぎ、また量的緩和金融政策が解除されるなど、デフレ脱却に向け、引き続き景気は堅調な回復を続けているとの認識が高まりました。

このような環境のなかで、当社におきましては、主要事業であるインターネット広告事業において、総合比較サイトとしてさらなるサービスの拡充を図るべく新規サービスの開発に注力するとともに、既存サービスのさらなる内容充実や当社サービスの外部メディアへの提供拡充、モバイル版サービス「比較. comショッピングモバイル」を開始するなど、当社サイトのメディア媒体としての価値向上を図りました。

この結果、当社の当事業年度の売上高は538,827千円、営業利益は253,336千円、経常利益は235,327千円、当期純利益は136,014千円となりました。

売上の内訳といたしましては「アフィリエイト広告業務」が425,697千円、「出店広告業務」が44,299千円、「固定広告業務」が66,473千円、「その他業務」が2,356千円となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、37,577千円であり、その主な内訳は新サーバー一式への投資2,516千円と、新本社の敷金34,597千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、平成18年3月14日を払込期日として公募により4,000株の増資を実施し、総額1,674,000千円の資金調達を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 1 期 (平成16年 6 月期)	第 2 期 (平成17年 6 月期)	第 3 期 (平成18年 6 月期)
売 上 高 (千円)	38,612	245,881	538,827
当 期 純 利 益 (千円)	5,682	61,540	136,014
1 株当たり当期純利益 (円)	51,195円62銭	7,095円60銭	4,760円07銭
純 資 産 (千円)	15,182	90,222	1,900,237
総 資 産 (千円)	21,945	154,019	2,027,850
1 株当たり純資産額 (円)	79,909円02銭	6,590円42銭	60,555円67銭

- (注) 1. 第 3 期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号 平成17年12月 9 日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成17年12月 9 日)を適用しております。
2. 第 1 期は設立年度であるため、決算期間は平成15年 8 月 4 日から平成16年 6 月 30日までとなっております。
3. 第 1 期および第 2 期の売上高には、消費税等が含まれております。
4. 当社は平成17年 6 月14日付で普通株式 1 株を 5 株に株式分割しております。
なお、第 2 期の 1 株当たり指標は、期首に分割が行われたものとして計算しております。
5. 当社は平成17年11月29日付で普通株式 1 株を 2 株に株式分割しております。
なお、第 3 期の 1 株当たり指標は、期首に分割が行われたものとして計算しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
比較. c o mサービス有限会社	3 百万円	100%	生命保険募集業および損害保険代理業

(4) 対処すべき課題

インターネット利用者の増加およびブロードバンドの普及により、インターネットを利用したユーザーの情報収集や購買活動は今後もさらに拡大していくと思われます。これに伴い当社と同様の比較サイトや比較ビジネス、eマーケットプレイス事業に参入する競合者は増加し、同時に業界内での競争も激化してくることが予想されます。これに対処して当社の地位をさらに強固なものとするべく、より一層のサービスとシェアの拡大を目指していく所存であります。

今後事業を展開するにあたり、当社が対処すべき課題として認識している点は以下のとおりであります。

① 集客手法の多様化・効率化

当社の現状の集客活動は、インターネット上の大手ポータルサイトと検索エンジン等からの集客を中心としております。今後も大手ポータルサイトや検索エンジンへの広告出稿による集客は重要であると考えておりますが、広告媒体と集客方法の多様化を図り、同時に費用対効果をより高めるように努めて参ります。

② サービスレベルの向上

競争力を強化し、インターネットユーザーの利用増加を促すために、当社のサービスの品質を総合的に充実させるための努力を継続していく必要があります。特に、新規サービスの開発と掲載コンテンツを拡充し、ユーザービリティの向上を図っていくことが当社の継続的な発展に必要不可欠であると考えております。

③ 営業力の強化

当社はこれまで比較サイトの分野において他社と価格競争等に陥ることはほとんどありませんでした。しかしながら市場の拡大に伴い、今後は当業界への新規参入も予想されるため、競争が激化するものと考えられます。

このような環境の中、既存の参加企業とビジネスパートナーとして信頼関係を保ちながら深耕を進めることで、アフィリエイト報酬単価のアップを図り、収益を拡大させていく必要があります。また新規参加企業の開拓に引き続き注力し、当社サイトのコンテンツをさらに充実させていく必要があります。このように、これまでに蓄積してきたノウハウを効果的に活かした営業力の強化が不可欠であると考えております。

④ 優秀な人材の確保および育成

当社が展開しております比較サイトは、従業員一人一人が生活者（ユーザー）の視点でニーズ、ウォンツを感じ取り、企画・開発する企画実行力とビジネスへと昇華する知識と経験、ビジネスセンスが求められており、個人の感性や経験等によって事業展開の確実性、スピード、サービス内容の質に影響を及ぼすため、優秀な人材を確保することが経営の重要な課題と認識しております。優秀な人材にとって魅力ある会社作りを行うために労働基準法等の関連法令に従った労務管理の実施はもとより、公正な評価基準および成果に連動した給与体系の構築や教育研修の充実に力を入れて参ります。採用においては、中途採用および新卒採用を積極的に継続することによって人員体制の拡充を図って参ります。

⑤ 組織体制の整備

当社は、高成長を維持し、継続的に企業価値を拡大していくためには、事業の規模に見合った経営管理体制の充実が不可欠であると認識しております。優秀な人材の確保とバランスの取れた組織体制の整備に配慮し、持続的な成長を実現していく所存であります。

⑥ 内部統制の強化およびコーポレート・ガバナンスの充実

当社は社歴が浅く、組織人員も平成18年6月30日現在において、取締役3名、監査役2名、従業員23名およびパートタイマー4名と少ないため、内部統制もこの規模に応じたものとなっております。昨今の急激な業務拡大に対応するため、組織体制の整備と共に内部管理体制の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの充実および向上に取り組んで参ります。

(5) 主要な事業内容（平成18年6月30日現在）

（アフィリエイト広告業務）

当業務は、消費者が必要としている商品やサービスに対して、当社のサイトを經由することにより一括して複数の企業に見積り請求や資料請求、利用申込みができるサービスを提供しております。サービスによって当社が独自に営業開拓し契約している参加企業への情報提供を行うものと、当社のサービスからe-マーケットプレイス事業者へ仲介するものがあり、どちらも消費者から見積り請求や資料請求、利用申込み等があった場合に限り当社に対し成果報酬として収益をもたらす業務内容となっております。

当社の大きな収益の柱であり、積極的な事業展開を図ることで、当事業年度の売上高は425,697千円を計上することができました。今後も当社の主要な業務として積極的に展開して参ります。

(出店支援業務)

当業務は、前記のアフィリエイト広告業務に対し、成果報酬型ではなく、当サイトへの出店料として毎月定額を参加企業から当社へ支払いを受けるものです。

当社にとっては消費者のサイトアクセス数に関係なく安定的な収益を計上することができ、当事業年度の売上高は44,299千円となりました。出店企業数の増加が売上高の拡大となるため、今後も出店企業数の増加を図って参ります。

(固定広告業務)

当業務は、サイト内へのバナー広告やテキスト広告を受けた際に掲載企業より広告収入を受けるものです。当事業年度の売上高は66,473千円と売上高全体に占める比率は小さいものの、今後は、当サイトのアクセス数が向上することにより、長期的な広告掲載ニーズや大口の商談が見込めるため、収益源のひとつとして今後も営業活動を推進して参ります。

(その他業務)

当業務は、前記業務を契約先企業と展開する際に発生するシステム使用料や初期設定費、広告作成料など、顧客のサポートに付随し一時的に発生するものです。当事業年度の売上高は2,356千円となり、今後も契約先企業の増加に伴い、初期設定や顧客サポートのニーズが増加するものと考えております。

(6) 主要な営業所および工場（平成18年6月30日現在）

本社 東京都渋谷区恵比寿南三丁目2番19号

なお、平成18年7月10日付で下記へ本社を移転しております。

東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

(7) 使用人の状況（平成18年6月30日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23人	12人増	27.6歳	0.9年

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況（平成18年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 100,000株
- ② 発行済株式の総数 31,380株
- ③ 株 主 数 2,392名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の株式を保有する大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
渡 邊 哲 男	25,300株	80.6%

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成18年6月30日現在）

旧商法に基づいて交付された新株予約権の状況は次のとおりです。

平成17年4月1日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 96個（新株予約権1個につき10株）
- ・新株予約権の目的である株式の数 960株
- ・新株予約権の払込金額 12,500円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 12,000,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間
自 平成19年4月2日 至 平成27年4月1日
- ・新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

ロ. 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	96個	960株	2名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	0名	0株	0名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況（平成18年6月30日現在）

旧商法に基づいて交付された新株予約権の状況は次のとおりです。

平成17年9月12日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 90個（新株予約権1個につき2株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類および数 普通株式 180株
- ・新株予約権の払込金額 12,500円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 2,250,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間

自 平成19年7月1日 至 平成27年6月30日

- ・新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権者は、(i) 当社株式にかかる株券（以下「当社株券」という。）が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という。）された日および(ii) 権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日（以下「権利行使可能日」という。）以降、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができる。また、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

ロ. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

ハ. 新株予約権発行時において当社または当社子会社、当社関連会社の取締役、監査役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社子会社、当社関連会社の取締役、監査役および従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

- ニ. 新株予約権発行時において社外のコンサルタントであった者は、新株予約権行使時においても当社との間でコンサルタント契約を締結していることを要する。また、社外のコンサルタントは、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。
- ホ. 新株予約権者は、以下の区分に従って、発行された権利の一部または全部を行使することができる。なお、行使可能な株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、端数を四捨五入し、1単位の株式数の整数倍とする。
1. 発行日から2年を経過した日から3年目までは、発行新株予約権数の4分の1について権利を行使することができる。
 2. 発行日から3年を経過した日から4年目までは、発行新株予約権数の4分の2について権利を行使することができる。
 3. 発行日から4年を経過した日から5年目までは、発行新株予約権数の4分の3について権利を行使することができる。
 4. 発行日から5年を経過した日から行使期間最終日まで、発行新株予約権数のすべてについて権利を行使することができる。
- ヘ. 各新株予約権の一部行使は認めない。
- ・ 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
当社使用人	90個	180株	10名
子会社の役員および使用人	0個	0株	0人

(3) 会社役員の状況（平成18年6月30日現在）

① 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役社長	渡邊 哲男	
取締役	福岡 範洋	営業部長
取締役	高橋 英樹	非常勤
常勤監査役	風間 常勸	
監査役	松澤 進	公認会計士

- (注) 1. 取締役高橋英樹氏は平成18年6月15日付で非常勤取締役となりました。
2. 監査役風間常勸氏および松澤進氏は社外監査役であります。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

取締役3名	30,204千円
監査役2名	2,220千円

貸 借 対 照 表

(平成18年 6 月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,980,712	流 動 負 債	127,613
現金及び預金	1,920,102	未 払 金	22,062
売 掛 金	40,836	未 払 費 用	5,439
前 渡 金	748	未 払 法 人 税 等	81,398
前 払 費 用	4,058	未 払 消 費 税 等	13,405
繰延税金資産	8,810	前 受 金	2,382
そ の 他	6,779	預 り 金	2,925
貸倒引当金	△ 622	負 債 合 計	127,613
固 定 資 産	47,137	(純 資 産 の 部)	
有形固定資産	2,633	株 主 資 本	1,900,237
工具器具及び備品	2,633	資 本 金	703,000
投資その他の資産	44,504	資 本 剰 余 金	994,000
関係会社株式	3,000	資 本 準 備 金	994,000
差入敷金保証金	40,983	利 益 剰 余 金	203,237
繰延税金資産	520	その他利益剰余金	203,237
		繰越利益剰余金	203,237
資 産 合 計	2,027,850	純 資 産 合 計	1,900,237
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,027,850

損 益 計 算 書

(自 平成17年 7 月 1 日 至 平成18年 6 月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	538,827
売 上 原 価	30,953
売 上 総 利 益	507,873
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	254,537
営 業 利 益	253,336
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	120
消費税等簡易課税制度適用差益	5,858
そ の 他	450
営 業 外 費 用	
新 株 発 行 費 償 却	13,938
株 式 上 場 費 用	10,478
為 替 差 損	21
経 常 利 益	235,327
特 別 損 失	
本 社 移 転 費 用	2,193
税 引 前 当 期 純 利 益	233,133
法人税、住民税及び事業税	100,745
法 人 税 等 調 整 額	△ 3,625
当 期 純 利 益	136,014

株主資本等変動計算書

(自 平成17年 7 月 1 日 至 平成18年 6 月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
			繰 越 利 益 剰 余 金		
前 期 末 残 高	23,000		67,222	90,222	90,222
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	680,000	994,000		1,674,000	1,674,000
当 期 純 利 益			136,014	136,014	136,014
当 期 変 動 額 合 計	680,000	994,000	136,014	1,810,014	1,810,014
当 期 末 残 高	703,000	994,000	203,237	1,900,237	1,900,237

[個別注記表]

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産……………定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
工具器具及び備品 4～6年
長期前払費用……………定額法
3. 繰延資産の処理方法
 - 新株発行費……………支出時に費用処理しております。
4. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金……………売掛金債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
5. 消費税等の会計処理
 - 税抜方式によっております。
6. 計算書類は、会社法（平成17年法律第86号）会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）および会社計算規則（平成18年法務省令第13号）に基づいて作成しております。
7. 会計方針の変更
 - (1) 固定資産の減損に係る会計基準
 - 「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用方針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を当事業年度から適用しております。
これにより税引前当期純利益が1,063千円減少しております。
 - (2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等
 - 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
これによる損益に与える影響はありません。
なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,900,237千円であります。

(貸借対照表注記)

有形固定資産の減価償却累計額	1,012千円
----------------	---------

(損益計算書注記)

1. 関係会社との取引高

(1) 売上高	40千円
(2) 営業取引以外の取引高	472千円
2. 減損損失
 - 当事業年度において、当社は本社移転にかかる費用として以下の減損損失を計上しました。
 - 工具器具及び備品 548千円
 - 長期前払費用 515千円

(株主資本等変動計算書注記)

- 発行済株式の種類および総数に関する事項
普通株式 31,380株
- 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

決議年月日	平成17年4月1日	平成17年6月30日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	960株	180株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生主な原因内訳

未払事業税	6,875千円
未払監査報酬	949千円
本社移転費用	892千円
貸倒引当金繰入超過額	92千円
一括償却資産損金算入限度超過額	49千円
ソフトウェア損金算入限度超過額	471千円
繰延税金資産合計	9,330千円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	8,810千円
固定資産－繰延税金資産	520千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	60,555円67銭
1株当たり当期純利益	4,760円07銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

- 法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示方法

実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成16年2月13日）が公表されたことに伴い、当事業年度から、同実務対応報告に基づき、法人事業税の付加価値割及び資本割5,113千円を販売費及び一般管理費として処理しております。

- 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理については、従来税込方式によっておりましたが、課税業者になったことを契機に当事業年度より税抜方式によっております。

監査役の監査報告

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査役は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成18年8月15日

比 較 . c o m 株 式 会 社

監 査 役 風 間 常 勸 ㊞

監 査 役 松 澤 進 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第3期計算書類承認の件

本議案の内容は、添付書類（10頁～14頁）に記載のとおりであります。

貸借対照表および損益計算書につきまして、取締役会といたしましては、法令および定款に従い、会社財産および損益の状況を正しく示しているものと認めます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という）が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、変更案第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (2) 取締役および監査役の解任要件を明確にするため、変更案第18条（解任方法）および第29条（解任方法）を新設するものであります。
- (3) 取締役会の機動的な運営を図ることを目的として、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするため、変更案第23条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- (4) 会社法施行規則第96条第3項の規定に基づき、補欠監査役の選任決議が効力を有する期間を延長するため、変更案第30条第3項（任期）を新設するものであります。
- (5) 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため、変更案第35条第2項（監査役の責任免除）を新設するものであります。
- (6) 第6章に「会計監査人」の章を新設し、変更案第36条（選任方法）、第37条（任期）、第38条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。
- (7) その他全般にわたり、会社法が施行されたことに伴い、構成の整理、必要な文言の追加、変更、削除および条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

- ① 当会社に、取締役会、監査役を置く旨の定め。
- ② 当会社は、株券を発行する旨の定め。
- ③ 当会社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商号) 第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 情報処理サービス業<u>及び</u>情報提供サービス業 2. コンピューターネットワークによる商取引<u>及び</u>そのシステム構築業務 3. コンピューターネットワークの運営保守管理業務 4. コンピューター<u>及び</u>その周辺機器の販売、保守<u>及び</u>輸出入業務 5. コンピュータのソフトウェアの開発、設計、販売、保守<u>及び</u>輸出入業務 6. コンピュータシステムの企画、開発、販売<u>及び</u>保守に関する業務 7. コンピューター<u>及び</u>コンピューターネットワークに関する知識の教育、普及業務 8. インターネットの接続仲介業<u>並びに</u>アクセスサービス業	第1章 総 則 (商号) 第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 情報処理サービス業<u>および</u>情報提供サービス業 2. コンピューターネットワークによる商取引<u>および</u>そのシステム構築業務 3. コンピューターネットワークの運営保守管理業務 4. コンピューター<u>および</u>その周辺機器の販売、保守<u>および</u>輸出入業務 5. コンピュータのソフトウェアの開発、設計、販売、保守<u>および</u>輸出入業務 6. コンピュータシステムの企画、開発、販売<u>および</u>保守に関する業務 7. コンピューター<u>および</u>コンピューターネットワークに関する知識の教育、普及業務 8. インターネットの接続仲介業<u>ならびに</u>アクセスサービス業

現 行 定 款	変 更 案
9. 広告代理業、広告制作業、広告幹旋業及び広告・宣伝の情報媒体の企画・売買 10. 出版業 11. 各種イベントの企画、制作、運営 12. 旅行業並びに旅行業者代理業 13. 金融業務 14. 不動産の売買、賃貸、交換、管理、リース及びその仲介、幹旋 15. 有価証券の売買・保有及び運用並びに投資業、投資顧問業 16. 国内外投資候補先の幹旋及び仲介 17. 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業 18. マーケティングリサーチ業務及び各種情報の収集分析 19. 経営コンサルティング 20. 労働者派遣事業 21. 有料職業紹介業 22. 古物品の輸出入、売買、販売代行、仲介 23. ゴルフ・スポーツクラブ・リゾートマンション等の各種会員権、割引優待券、航空券、乗車券、コンサートその他興行チケット、レストラン・飲食店・ホテル・旅行・劇場・映画館・遊技場施設・スポーツ施設を利用する権利の売買、仲介、幹旋及び管理業務並びにプリペイドカード・割引カードの発行及び販売 24. 通信販売業 25. 放送法による各種放送事業及び放送関連技術の開発、製作、指導及び販売	9. 広告代理業、広告制作業、広告幹旋業および広告・宣伝の情報媒体の企画・売買 10. 出版業 11. 各種イベントの企画、制作、運営 12. 旅行業ならびに旅行業者代理業 13. 金融業務 14. 不動産の売買、賃貸、交換、管理、リースおよびその仲介、幹旋 15. 有価証券の売買・保有および運用ならびに投資業、投資顧問業 16. 国内外投資候補先の幹旋および仲介 17. 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業 18. マーケティングリサーチ業務および各種情報の収集分析 19. 経営コンサルティング 20. 労働者派遣事業 21. 有料職業紹介業 22. 古物品の輸出入、売買、販売代行、仲介 23. ゴルフ・スポーツクラブ・リゾートマンション等の各種会員権、割引優待券、航空券、乗車券、コンサートその他興行チケット、レストラン・飲食店・ホテル・旅行・劇場・映画館・遊技場施設・スポーツ施設を利用する権利の売買、仲介、幹旋および管理業務ならびにプリペイドカード・割引カードの発行および販売 24. 通信販売業 25. 放送法による各種放送事業および放送関連技術の開発、製作、指導および販売

現 行 定 款	変 更 案
26. 前記各号に附帯又は関連する一切の業務インターネットなどコンピュータネットワークを利用した各種情報提供サービス業務 (本店の所在地) 第3条 (条文省略) (新 設) (公告の方法) 第4条 当会社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行う。 第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当会社の<u>発行する株式の総数は</u>100,000株とする。 (新 設) (自己株式の買受け) 第6条 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けすることができる。</u> (名義書換代理人) 第7条 当会社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u>	26. 前記各号に附帯または関連する一切の業務インターネットなどコンピュータネットワークを利用した各種情報提供サービス業務 (本店の所在地) 第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 (公告方法) 第5条 当会社の公告<u>方法</u>は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の<u>発行可能株式総数は</u>、100,000株とする。 (株券の発行) 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。 (削 除) (株主名簿管理人) 第8条 当会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。

現 行 定 款	変 更 案
2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって選定する。 3 当会社の株主名簿及び<u>端株原簿</u>ならびに<u>株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u> (株式取扱規程) 第8条 当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する手続き及びその手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。 (基準日) 第9条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。 第3章 株主総会 (招集の時期) 第10条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当会社の株主名簿（<u>実質株主名簿</u>を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u> (株式取扱規程) 第9条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 (削 除) 第3章 株主総会 (招集) 第10条 当会社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (招集権者及び議長) 第11条 株主総会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2 (条文省略) (新 設) (決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、<u>法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</u> 2 商法第343条に定める<u>特別決議</u>は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上<u>で行う。</u> (議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。	(<u>定時株主総会の基準日</u>) 第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。 (招集権者および議長) 第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上<u>をもって行う。</u> (議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。

現 行 定 款	変 更 案
2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 (議事録) <u>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u> <u>2 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</u> 第4章 取締役及び取締役会 (員数) <u>第15条 (条文省略)</u> (選任方法) <u>第16条 (条文省略)</u> 2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。 3 (条文省略) (新 設) (任期) <u>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>	2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 (削 除) 第4章 取締役および取締役会 (員数) <u>第16条 (現行どおり)</u> (選任方法) <u>第17条 (現行どおり)</u> 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。 3 (現行どおり) (解任方法) <u>第18条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> (任期) <u>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(役付取締役) 第18条 (新 設) <u>取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</u> (代表取締役) 第19条 <u>取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</u> 2 <u>取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</u> (取締役会の招集権者及び議長) 第20条 (条文省略) 2 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。 (取締役会の決議方法) 第22条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u>	(代表取締役および役付取締役) 第20条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</u> (削 除) (取締役会の招集権者および議長) 第21条 (現行どおり) 2 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第23条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の議事録) <u>第23条</u> <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u> <u>2</u> <u>取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u> (新 設) (報酬及び退職慰労金) <u>第24条</u> <u>取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u> (取締役の責任免除) <u>第25条</u> <u>当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2</u> <u>当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	(削 除) (取締役会規程) <u>第24条</u> <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u> (報酬等) <u>第25条</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) <u>第26条</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監 査 役 (員数) 第26条 (条文省略) (選任方法) 第27条 (条文省略) 2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議</u> <u>決権の3分の1以上を有する株主</u> が出席し、その議決権の過半数で 行う。 (新 設) (任期) 第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の</u> <u>最終の決算期</u>に関する定時株主総 会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任 期は、退任した監査役の任期の満 了<u>すべき時</u>までとする。 (新 設)	第 5 章 監査役および監査役会 (員数) 第27条 (現行どおり) (選任方法) 第28条 (現行どおり) 2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行</u> <u>使することができる株主の議決権</u> の3分の1以上を有する株主が出 席し、その議決権の過半数で行 う。 (解任方法) 第29条 <u>監査役は、株主総会の決議により</u> <u>これを解任することができる。</u> 2 <u>監査役の解任決議については、議</u> <u>決権を行使することができる株主</u> <u>の議決権の過半数を有する株主が</u> <u>出席し、その議決権の3分の2以</u> <u>上をもって行う。</u> (任期) 第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内</u> <u>に終了する事業年度のうち最終の</u> <u>もの</u>に関する定時株主総会終結の 時までとする。 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の</u> <u>補欠として選任された監査役の任</u> <u>期は、退任した監査役の任期の満</u> <u>了する時</u>までとする。 3 <u>会社法第329条第2項に基づき選</u> <u>任された補欠監査役の選任決議が</u> <u>効力を有する期間は、選任後4年</u> <u>以内に終了する事業年度のうち最</u> <u>終のものに関する定時株主総会終</u> <u>結の時</u>までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (報酬) 第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。 (監査役の責任免除) 第30条 当会社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u>	<u>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u> <u>(常勤の監査役)</u> <u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>(監査役会の招集)</u> <u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u> <u>(監査役会規程)</u> <u>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> <u>(報酬等)</u> 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 <u>(監査役の責任免除)</u> 第35条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>
(新 設)	<u>第6章 会計監査人</u> <u>(選任方法)</u>
(新 設)	<u>第36条 会計監査人は、株主総会にて選任する。</u>
	<u>(任期)</u>
(新 設)	<u>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
	<u>2 前項の定時株主総会にて別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u>
	<u>(会計監査人の責任免除)</u>
(新 設)	<u>第38条 当社は、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第423条1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める範囲内で、その責任を免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第<u>6</u>章 計 算 (<u>営業年度及び決算期</u>) 第<u>31</u>条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とし、毎年6月30日を<u>決算期</u>とする。 (<u>利益配当金</u>) 第<u>32</u>条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</u> (新 設) (<u>中間配当</u>) 第<u>33</u>条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u>	2 <u>当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金2,000万円以上であらかじめ定める額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u> 第<u>7</u>章 計 算 (<u>事業年度</u>) 第<u>39</u>条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。 (<u>剰余金の配当</u>) 第<u>40</u>条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u> 2 <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月31日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u> (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(自己株式の取得)
(配当金の除斥期間)	第41条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。
第34条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 3 号議案 取締役 3 名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
1	わた なべ てつ お 渡 邊 哲 男 (昭和46年10月16日生)	平成10年4月 CSKベンチャーキャピタル株式会社入社 平成15年8月 当社設立 代表取締役社長（現任） 平成17年10月 比較. comサービス有限会社設立 代表取締役社長（現任）	25,300株
2	ふく おか のり ひろ 福 岡 範 洋 (昭和45年1月13日生)	平成4年4月 野村證券株式会社入社 平成12年10月 ソフトバンクフロンティア証券株式会社（現SBI証券株式会社）入社 平成15年5月 CSKベンチャーキャピタル株式会社入社 平成17年3月 当社入社 取締役営業部長（現任）	240株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
3	鈴 鹿 勝 章 (昭和42年12月11日生)	平成3年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成12年4月 株式会社ネクストネット入社 平成13年3月 株式会社エムイーネット入社 平成15年6月 同 代表取締役COO 平成16年9月 同 代表取締役CEO（現任）	0株

（注） 1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2．鈴鹿勝章氏は、社外取締役候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

当社は、本総会の終結の時をもって、会社法第328条第1項の規定により監査役会設置会社の適用を受けるため、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
はやし 林 譲 (昭和13年12月15日生)	昭和43年4月 帝人株式会社入社 昭和56年1月 京セラ株式会社入社 平成3年6月 同 取締役 平成8年4月 株式会社京セラDDI未来通信研究所 代表取締役社長 平成13年4月 株式会社KDDI研究所 代表取締役副 所長 平成13年6月 同 技術顧問	0株

（注） 1．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2．林 譲氏は、社外監査役候補者であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社は、本総会の終結の時をもって、会社法第2条第1項イに該当することになりましたので、同法第328条第1項の規定より会計監査人の監査適用会社となります。つきましては、会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

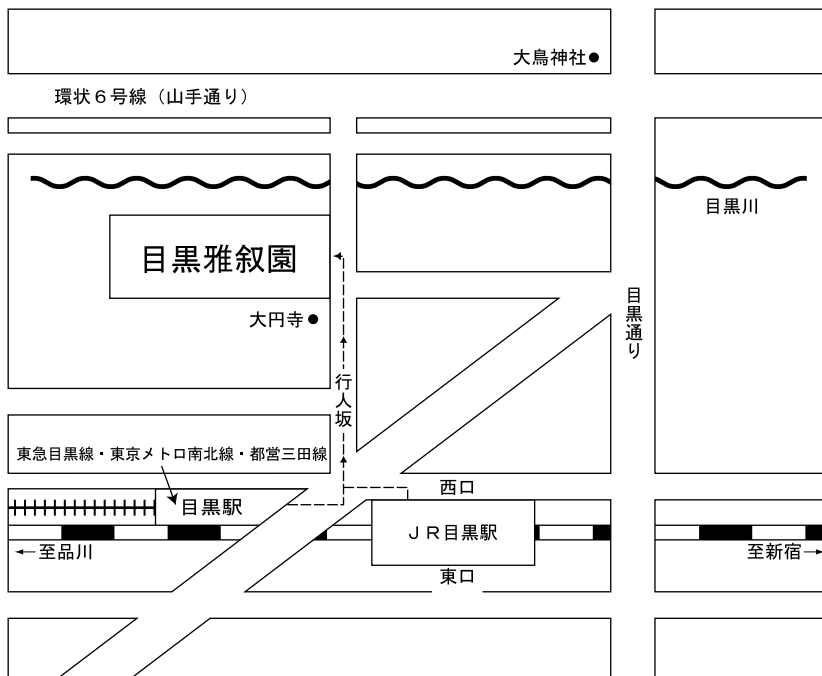
(平成18年6月30日現在)

名 称	新日本監査法人	
事 務 所	主たる事務所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル その他の事務所 (国内) 41ヶ所 (海外) 21ヶ所	
沿 革	昭和60年10月1日 監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人の合併により太田昭和監査法人を設立 平成12年4月1日 センチュリー監査法人との合併により監査法人太田昭和センチュリーを設立 平成13年7月1日 監査法人テイケイエイ飯塚穀事務所および高千穂監査法人と合併、名称を新日本監査法人に変更	
構 成 人 員	社員	580名 (代表社員355名、社員225名)
	職員	2,999名
	公認会計士	1,241名
	会計士補	1,029名
	その他	729名
	合計	3,579名

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都目黒区下目黒一丁目 8 番 1 号
目黒雅叙園 3 階『シリウス』
電話 (03) 3491-4111 (代表)



J R 山手線・東急目黒線・東京メトロ南北線・都営三田線目黒駅より徒歩 3 分